

■「ろじのさき」身近な公共空間の可能性を示す  
—だれも利用したことがない公共下水道の利活用—  
大分大学 姫野由香

1 公共空間の利活用≒道路活用なのか？

都市再生にあたって、中心市街地の道路や公園、河川敷地などの公共空間を利活用することが一手段とされ<sup>1)</sup>、それらに関連する取り組みが広がっている。これは、2002年「都市再生特別措置法」の施行によりペースを上げ、2007年の同法改正による「都市再生推進法人の指定制度」の創設は、民間主導のまちづくりに拍車を掛けた。さらに、民間の運営主体が公共空間を占有した活動を促進するため、道路を中心に規制緩和<sup>2)</sup>が進んでいる実態がある。

このように、公共空間の利用は、地方公共団体の管理下で限定的なものであったのだが、民間の運営主体による多様な利活用が広がりを見せつつある。そしてその対象は、一部例外はあるものの、規制緩和が積極的に行われてきた「道路」が中心であり、目抜き通り、あるいは人通りの多い道路が活用される傾向にある。

一方で地方都市の中心市街地を眺めると、道路以外にも、活用可能性がある公園、条例管理による広場や路地など、公共空間の種類も面積も多用だ。場合によっては、空き地や軒先といった私有地でさえ、その利活用がウォークアブルな街を実現する可能性が高いことも十分想定できる。

歩いて楽しいまちを実現するためには、目抜き通りの利活用に限らず、対象地域内にある多様な公共(的)空間の利用実態や課題を把握して、それらの活用を助ける仕組みが必要なのではないかと考えられる。

2 大分市中心市街地の公共空間

大分市中心市街地<sup>3)</sup>では、1996年の「大分駅周辺総合整備事業」により、JR大分駅南側(図1)の大規模な区画整理事業が行われた。その後、「大分いこいの道」が2013年7月に供用開始されている。「大分いこいの道」は管理区分上「道路」であるが、幅員100mのうち70m程度が緑地帯であるため、広場<sup>4)</sup>利用されている。また、2019年8月にはJR大分駅北側の大型商業施設跡地に「祝祭の広場」<sup>4)</sup>(図1)も整備された。この2つは、大分市の自主条例に基づいた広場として運営されている。このように、大分市中心市街地には、道路、公園、広場、さらには河川敷地といった多様な公共空間が存在している(図1)。

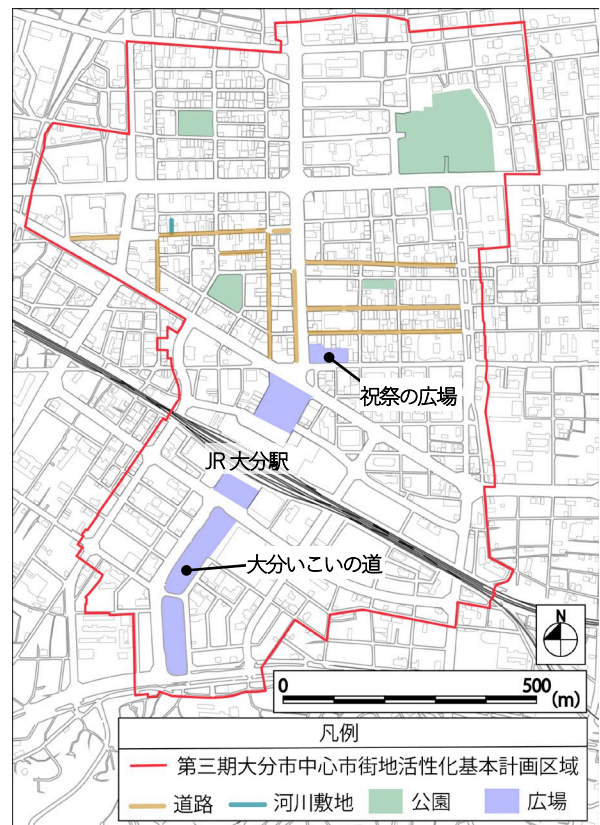


図1 大分市中心市街地における公共空間

### 3 公共空間の「研究」と利活用の「実践」

大分市中心市街地における、2016年1月から2022年11月現在までの公共空間の利活用実績を調査したところ、「道路」、「公園」、「広場」の公共空間の利活用は確認できたが、「河川敷地」では確認できなかった。特にCOVID-19感染拡大を境とする2019年以降は、手続きが比較的容易な「広場」に利用が偏る傾向にあった。

また、公共空間を利活用したことがある各種団体へのヒアリング調査では、「手続きの分かりにくさ」が指摘された。特に、複数の行政窓口での手続きが必要となることや、提出書類などの事前の情報公開が不十分であり、手続きをより複雑にしているとの指摘がされていた。また、利活用の偏りについても、前例がない公共空間では、活用イメージがわからず、手続きも一層困難になることなどが推察された。

そこで、大分市中心市街地では未だ利用されることがない「河川敷地（公共下水道が暗渠となった路地）」を、隣接する商店街振興組合や地権者と協力して活用する（画像1）ことで、①これまで利活用されることがない公共空間の活用実績をつくり、手続きの雛形を示すこと（図2）、②都市再生推進法人でない任意団体も公共空間の利活用が可能なこと、③多様な公共空間の活用が、歩いて楽しいまちに繋がること（画像2）を、社会実験を通じて示めそうと考えた。



画像1 準備の様子（地元関係者との協議と屋台の製作）

### 4 身近な公共空間の可能性を示した「ろじのさき」

社会実験は、「おおいた地域連携プラットフォーム令和4年度 実践型地域活動事業」の支援を頂いて2022年10月8日（土）、9日（日）に実施した。

実験には、社会福祉法人をはじめとする2団体にも参加を頂いたが、商店街や地権者が企画する他のイベントでのさらなる連携に波及した。また、地元関係者からは、「今後もこの路地を活用したい」「路

地の先の駐車場も活用しないとった感想を頂いた。また、実験で利用した空調室外機カバーや棚は、現在も同地で利用されている。

実験中の様子を、ぜひ動画でご覧下さい（QR-Code）。

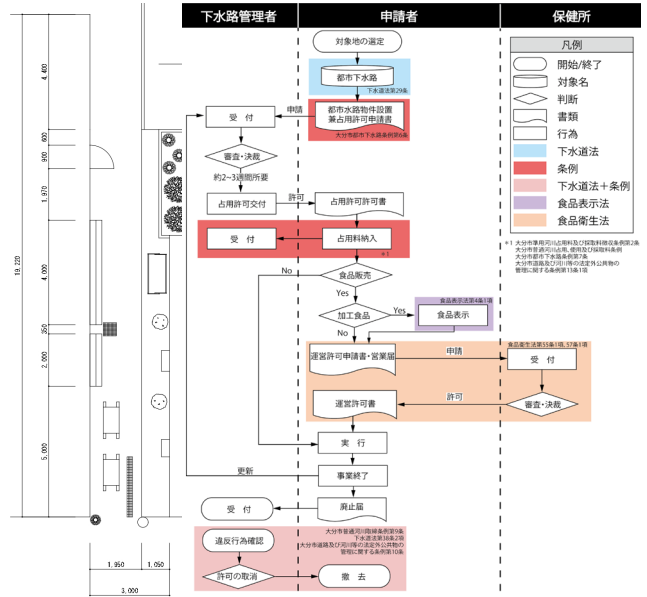


図2 利用許可申請の流れと必要な平面図（雛形）



画像2 社会実験のイメージと当日の様子

注

- 1) 国土交通省「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォークアブルなまちなかの形成～
- 2) 2011年に特別措置法の改正により、道路占用許可の追加、同年の特別措置法の改正に伴う道路施行令の改正などがある。
- 3) 第3期大分市中心市街地活性化基本計画区域とする。
- 4) 「大分いこいの道」は大分いこいの道広場条例、「祝祭の広場」は大分市祝祭の広場条例、大分駅北口及び南口広場は大分市大分駅前広場条例に基づいて管理されている。

（2023年01月入稿）